

学校法人明浄学院情報公開に関する規程

(H. 23. 3. 26 制定)

(目的)

第1条 この規程は、学校法人明浄学院（以下「学院」という。）における情報公開の実施に係る取扱いについて定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において情報とは、学院の役員又は職員（以下「役職員」という。）が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、スライド及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、学院の役職員が組織的に用いるものとして、学院が保有しているものをいう。

(学院の責務)

第3条 学院は、情報の公開に当たっては、学院の開かれた公正な運営に資するようこの規程を解釈し、運用するとともに、機密事項や個人に関する情報がみだりに開示されることのないよう最大限の配慮をしなければならない。

2 公開する情報は、原則として、次に掲げる法令（条例を含む。以下同じ。）等により公開を義務付けられている情報とする。

- (1) 私立学校法第47条に定める情報
- (2) 学校教育法第113条に定める情報
- (3) 学校教育法施行規則172条の2に定める情報
- (4) その他の法令により義務づけられた情報

3 情報の公開は、原則として、法人及び各学校ホームページによるものとする。

(規程の改廃)

第4条 この規程の改廃は、理事会で定める。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。